

# 「小学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月  
神戸市立ありの台小学校

## いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」平成25年）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学大臣決定）

## いじめの基本認識

（「いじめ対応マニュアル」兵庫県教育委員会）

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 学校におけるいじめの防止策等の対策のための組織
- (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置
  - ① いじめの防止
  - ② 早期発見
  - ③ いじめに対する措置

## すべての教職員でいじめの問題に取り組む

「自校の課題」を洗い出し、「組織的かつ計画的に」、「発達段階を見渡して体系的に」、「児童・家庭・地域を巻き込む形で」、「子どもを守り育てて行ける学校」をつくり、「いじめを減らすこと」に全職員で取り組む。



# 1. いじめ防止基本方針

いじめ防止を考える上での3本柱

「未然防止」「早期発見」「早期対応」

## □ 年間計画

|                     | 4月                                                                                        | 5月                                                      | 6月                                                                               | 7月                                                   | 8月                                      | 9月                                                   | 10月 | 11月                                                                   | 12月                                                                        | 1月                                                            | 2月                          | 3月          |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------|-------------|
| いじめ問題対策委員会の動きや子供の指導 | ○自校の現状認識<br>○校内いじめ問題対策委員会対応チーム発足<br>○職員会にて共有<br>あいさつ運動(通年)<br>学級づくり<br>○スクールソーシャルワーカーとの連携 | ○先生への相談機関<br>○相談期間<br>スクールカウンセラーとの連携<br>運動会練習<br>学年集団作り | ○活用法の検討<br>○保護者懇談会・専科懇談会<br>○子ども110番相談カード配布<br>○いじめアンケート実施<br>○いじめチェックリスト<br>○集約 | ○1学期の振り返り<br>○朝会で子ども110番の話<br>なかよし遊ぼう月間休み時間<br>まもり活動 | ○職員研修<br>○職員研修企画<br>夏休みのくらし<br>家族とのふれあい | ○授業や遊びを通じた観察<br>○休み時間のみまもり<br>○自然学校や修学旅行を通じて学年づくりの取組 |     | ○いじめアンケート実施(児童)内容の検討も行う<br>相談期間<br>音楽会で達成感や成就感を感じる<br>目標:落ち着いたくらしをしよう | ○人権週間の話<br>○2学の活動方針策定<br>○組織の再点検<br>目標:校舎内をきれいにしよう<br>年末年始のくらし<br>家族とのふれあい | ○あいさつ運動<br>○次年度の活動方針策定<br>○組織の再点検<br>1~5年生のお世話になった6年生に感謝の気持ちを | ○いじめアンケート実施<br>1~5年生のバトンタッチ | ○本年度の活動のまとめ |
| 職員会・対応チーム等          | 職員会議<br>(基本方針提案)                                                                          |                                                         |                                                                                  | 職員研修<br>取組評価                                         | 職員研修                                    |                                                      |     |                                                                       | 職員研修<br>取組評価                                                               | 取組評価<br>次年度計画                                                 | 統合準備                        | 統合準備        |

## ■ 未然防止

「いじめは、どこにでも、誰にでも起こりうる」という認識を持ち、“いじめに向かわない”子どもに育てることが大切になる。子どもをいじめに向かわせる背景に、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることは少なくない。

“学級経営”や“集団作り”と重なる部分が多く“絆づくり”が大切になる。子どもの様子を知り、認め合い助け合う仲間をつくり、命や人権に対する意識を育てる必要がある。また、「自尊感情」を高め、「自己有用感」の高揚や、「居場所作り」が重要になる。

- ・ 児童全員を対象に事前に働きかけ、未然防止の取組を行うことが最も合理的でもっとも有効
- ・ すべての児童が安心・安全に、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくり
- ・ 「分かる授業」づくりを進め、参加・活躍「できる授業」を工夫する
- ・ すべての教員が公開授業を行って互いの授業を参観しあう（相互チェック）
- ・ 「授業中の規律」なども見せ合うことによって改善・解決していく
- ・ 教師の不適切な言動、差別的な態度が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長するので注意
- ・ 友人関係、集団作り、社会性の育成が重要
- ・ かかわることの喜びや大切さに気づき、かかわりあいながら絆づくりを進め、“自己有用感”を獲得
- ・ 取組内容を創意工夫して実行に移すことが重要
- ・ 大切な時期（4月や9月など）にどの学年、どの学級でも必ず指導
- ・ 「自分が大切にされている」から初めて、「他者を認めたり大切にしたり」できる
- ・ 「ストレスを生まない学校づくり」「ストレスがあっても負けない自信」「他者の尊重」「他者への感謝」
- ・ 子どもたち自身がいじめ問題を「自分たちの問題」とし、主体的に考えて行動

### (1) 子どもや学級の様子を知る

- 教職員の気づき … 同じ目線で共に笑い、泣き、怒る — 状況や精神状態を推し量る
- 実態把握 … 指導計画を立てるため、実態を正確に把握する

### (2) 互いに認め合い、支えあい、助け合う仲間づくり

「自尊感情」を感じられる「心の居場所」づくり

- 子どもたちのまなざしと信頼 … 子どもたちの良きモデルとなり、信頼されること
- 心の通い合う教職員の協力協働体制 … 校内組織の有効機能・子どもと向き合う時間確保
- 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事  
… 違いを認め合う仲間づくり・教職員の温かい声かけ ⇒ 自己肯定感の高揚
- 子どもたちの主体的な参加による活動  
… 異年齢交流、「いじめのない明るい学校づくり宣言」、いじめ代表委員会 etc.

### (3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

- 人権教育の充実 …  
「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」  
子どもたちが人の痛みを思いやることができる  
生命尊重の精神や人権感覚を育む  
人権意識の高揚
- 道徳教育の充実  
… いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切
- 体験教育の充実 … 意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開

- コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実
  - … 他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につける

#### (4) 保護者や地域の方への働きかけ

授業参観 学校たより・学年通信

### ■ 早期発見

「先生の気づき」が最も重要。子どもの様子からの「気づき」だけでなく、保護者などからの情報からも敏感に「気づく」事が大切である。「気づく」ためには、“リスク”を負うことも多いため、常に冷静に見極める必要がある。日ごろから教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努め、子どもの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要。その上で、得た情報に関して情報の共有・連携した情報収集を進める必要がある。

- ・ ①些細な変化に気づき、②気づいた情報を確実に共有し、③速やかに対応する
- ・ 気になる変化など、5W1Hを職員がいつでも共有できる工夫（付箋、黒板 など）
- ・ 「意識的に行い」、「積極的に活用」する
- ・ 普段から子どもの生活を把握する手立て（アンケートや面談 など）
- ・ 教職員が普段から子どもへのかかわり方や態度を見直す
- ・ 「暴力を伴う“いじめ”の発見 ⇒ 速やかに止めることを最優先

#### (1) 教職員のいじめに気づく力を高めるには

- 子どもたちの立場に立つ
  - … 人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受け止め、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守る
- 子どもたちを共感的に理解する
  - … 共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高める

#### (2) いじめ発見のきっかけ（小学校）

- 第1位 … 本人の保護者からの訴え
- 第2位 … 学級担任が発見
- 第3位 … 本人からの訴え

- 小学校では、保護者からの情報を丁寧に聞く機会を充実させることが重要

#### (3) いじめの態様

| 《分類頁》                               |  | 《抵触する可能性のある刑罰法規》 |
|-------------------------------------|--|------------------|
| ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる       |  | 脅迫、名誉毀損、侮辱       |
| ・ 仲間はずれ、集団による無視                     |  |                  |
| ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする    |  | 暴行               |
| ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする          |  | 暴行、傷害            |
| ・ 金品をたかられる                          |  | 恐喝               |
| ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする     |  | 窃盗、器物損壊          |
| ・ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする |  | 強要、強制わいせつ        |
| ・ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる          |  | 名誉毀損、侮辱          |

（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文部科学大臣決定）

(4) いじめが見えにくいのは

- いじめは大人の見えないところで行われている  
無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態（時間と場所）  
遊びはふざけあうような形態、仲の良い仲間の一員のような形態（カモフラージュ）
- いじめられている本人からの訴えは少ない  
「親に心配をかけたくない」  
「いじめられる自分はダメな人間だ」  
「訴えても大人は信用できない」  
「訴えたらその仕返しが怖い」 etc.
- ネット上のいじめは最も見えにくい  
「メールに着信があっても出ようとしない」  
「最近、パソコンの前に座らなくなっている」 etc.

(5) 早期発見のための手だて

- 日々の観察 ～子どもがいるところには、教職員がいる～  
何よりも大切な取組  
「なんか違う」を見逃さない
- 観察の視点 ～集団を見る視点が必要～  
集団として“健康”かどうかを見極める
- 生活ノート・日記 ～コメントのやり取りから生まれる信頼関係～  
「ノート・日記の内容は公表しない」などの約束も
- 教育相談（学校カウンセリング） ～気軽に相談できる雰囲気作り～  
日々の観察、生活ノートや日記、アンケートなどをもとに  
日常的に子どもと教職員が話しやすい雰囲気を持つ
- いじめ実態調査アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～  
アンケートに出てくるものは“氷山の一角”  
アンケートに出てくるならかなり重篤な状況とも考えられる

(6) 相談しやすい環境づくりを勧めるためには

- 本人からの訴えには ・心身の安全を保障する ・事実関係や気持ちを傾聴する
- 周りの子どもからの訴えには  
他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める  
勇気ある行動をたたえ、情報の発信もとは絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える
- 保護者からの訴えには  
・日頃から信頼関係を築くことが大切・子どもの良いところを中心に様子を連絡する  
・保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切

(7) 地域の協力を得るためには

- 日頃からの信頼関係を築くことが大切
- 見守り活動など、継続的に子どもたちにかかわってくださる方を中心に
- 気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入る体制づくり

ありの台小での未然防止と早期発見のための具体的な手立て

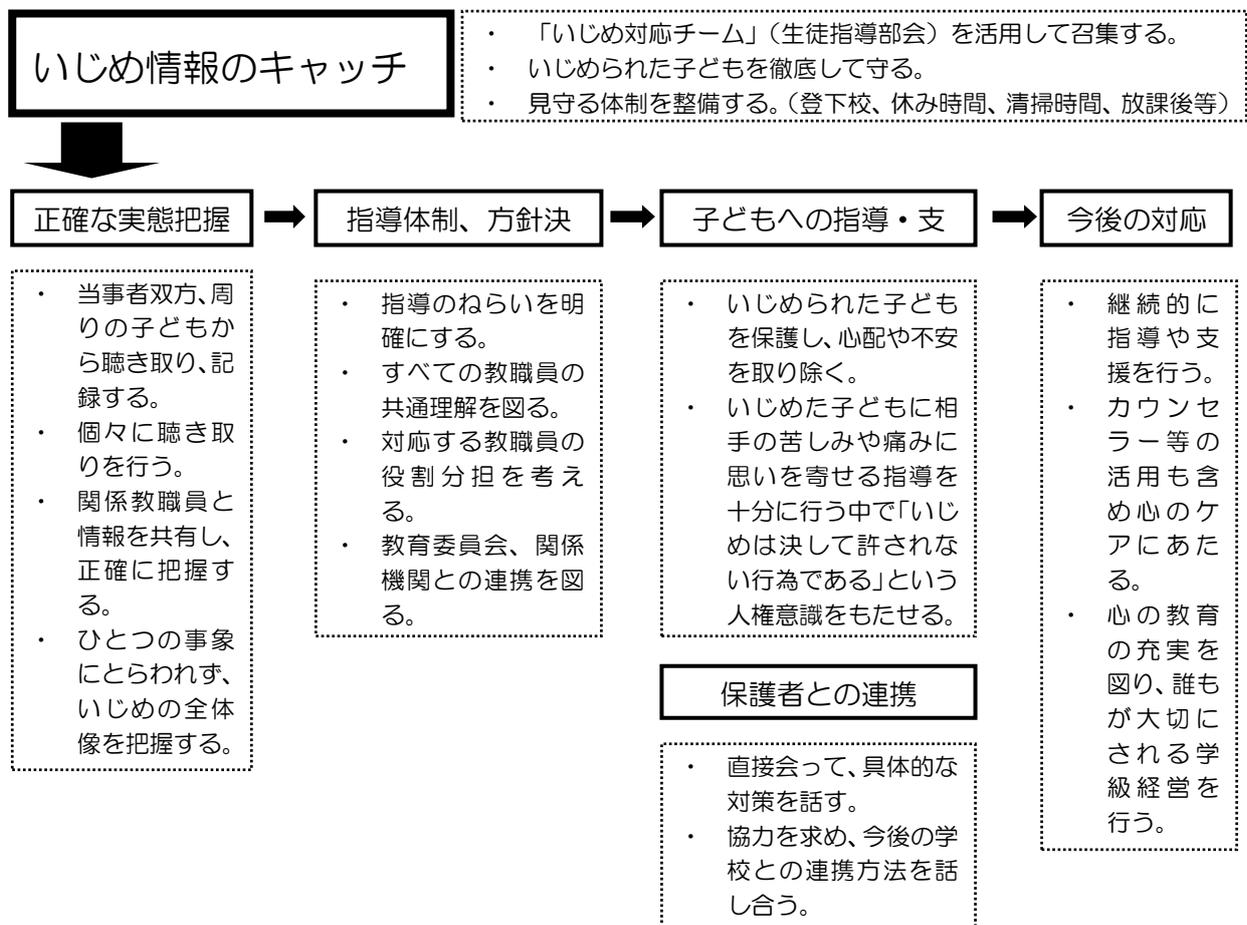
- 児童によるいじめアンケート（学期ごと年3回）
- いじめ防止、早期発見につながる職員の共通理解（月1回、職員会で）
- スクールカウンセラーによるいじめ相談（週1回）
- 子供、保護者からの相談（随時）

## ■ 早期対応

いじめは“心のウィルス”。その子が悪いのではなく、“感染”するもの。また、いじめの中にいる子どもたちの心理状態は“集団ヒステリー”の状態で、善悪が逆転している。“被害者”にならないためには“加害者”にならないといけない。いじめが発見されたら第一に「被害者の保護」に努める。次に、組織として「いじめがあり、今からただちにその対応にあたる」ことを宣言する必要がある。その上で対応をするが、いじめの対応は“大人の仕事”と受け止め、子どもに解決を任せない。組織としていじめの存在を認め、「大人全員が解決に取り組む」姿勢を示す。また、「いつでも、誰にでも起こりうる」ため、ともすれば保護者に出てきがちな「うちの子さえよければ…」を否定することも必要。かかわる大人全員が「誰もが『加害』にも『被害』にもなる」認識を持つことが必要になる。

- ・ 「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断
- ・ いじめが「重大な事態」と判断された場合、学校長からの指示に従って対応
- ・ いじめを見ていた児童に対しても「自分の問題」として捉えさせる

### (1) いじめ対応の基本的な流れ



### (2) いじめ発見時の緊急対応

- いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す
  - 他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に配慮
  - 事実確認は双方別々の場所で行う
  - 場合によっては登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制

○ 事実確認と情報の共有

当事者だけでなく周囲の子どもや保護者からも聴き正確に把握  
 保護者対応は複数の教職員で、事実に基づいて丁寧に対応  
 短時間で正確な状況を把握するため、複数の教職員での対応が原則  
 教職員間の連携と情報共有を  
 把握すべき情報例

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| 誰が誰をいじめているのか？           | 加害者と被害者の確認 |
| いつ、どこで起こったのか？           | 時間と場所の確認   |
| どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？ | 内容         |
| いじめのきっかけは何か？            | 背景と要因      |
| いつごろから、どのくらい続いているのか？    | 期間         |

**要注意**

子どもの個人情報  
は、その取り扱いに

(3) いじめが起きた場合の対応

○ いじめられた子どもに対して

**子どもに対して**

共感することで安定を図る  
 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える  
 必ず解決できる希望が持てることを伝える  
 自尊感情を高める配慮

**保護者に対して**

その日のうちに面談し、事実関係を伝える  
 指導方針を伝え、対応について協議  
 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める  
 継続して家庭と連携し、取り組むことを伝える  
 家庭での様子に注意をしてもらい、些細なことでも相談するよう伝える

|                                |                                                                                                                                                            |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| いじめを訴えた保護者から<br>不信感を持たれた教職員の言葉 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お子さんにも悪いところがあるようです。</li> <li>・ 家庭での甘やかしが問題です。</li> <li>・ クラスにはいじめはありません。</li> <li>・ どこかに相談にいかれてはどうですか。</li> </ul> |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

○ いじめた子どもに対して

**子どもに対して**

気持ちや状況を十分に聞き、背景にも目を向けて指導  
 孤立感・疎外感を与えないようにするなどの配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導で「人として許されないこと」「いじめられる側の気持ち」を認識させる

**保護者に対して**

正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、解決を図ろうとする思いを伝える  
 「いじめは決して許されない行為」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させて家庭での指導を依頼  
 今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする

|                         |                                                                                                                                            |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめられる理由があるのだろう。</li> <li>・ 学校がきちんと指導していれば…。</li> <li>・ ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。</li> </ul> |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

○ 周りの子どもたちに対して

学級及び学年、学校全体の問題として考え、「傍観者」から抑止する「仲裁者」への転換を促す

「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す

はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる

いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導

いじめに関するマスコミ報道などをもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる

「第三者なし」の原則

○ 継続した指導

一定の解決を見た場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に行う

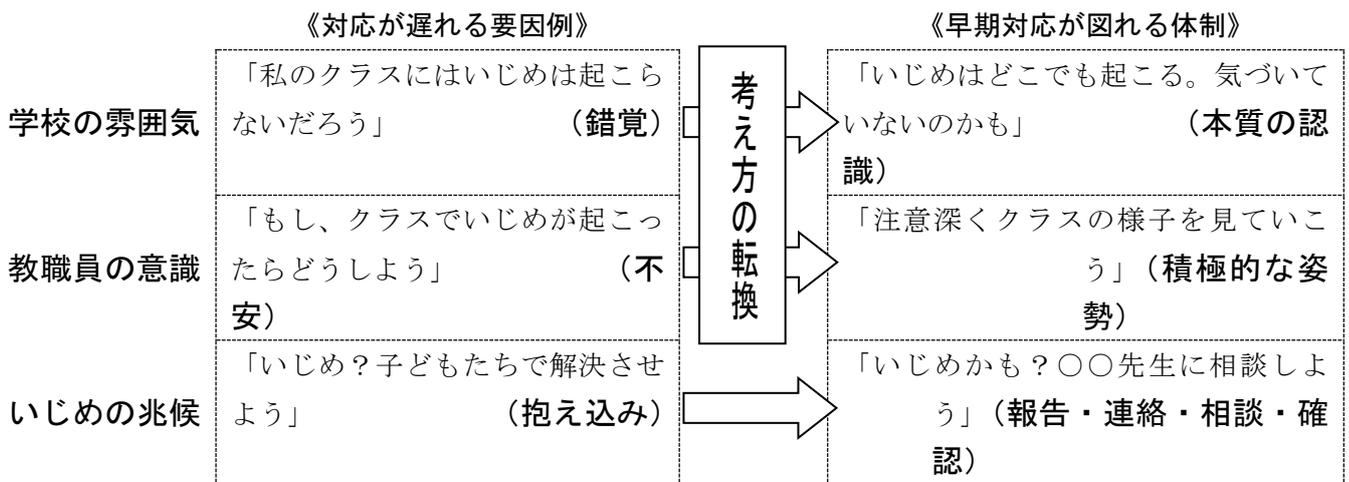
教育相談、日記などで積極的にかかわり、その後の状況把握に努める

いじめられた子どもに肯定的にかかわり、自信を取り戻させる

双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる

事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化

(4) 迅速に対応するためには



## 2. いじめ対策の組織

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するために「予防的」「開発的」な取り組みをあらゆる教育活動において展開する。

各校において、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した「いじめ対応チーム」を設置し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、定期的に点検・評価を行い、子どもの状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

基本的には「校内いじめ対策委員会」を活用する。多くの学校では「生徒指導委員会」が組織をかねていることが多い。この基本組織に、態様などの状況に応じて①スクールカウンセラー②所轄警察署③少年サポートセンター④区役所こども家庭支援室⑤神戸市こども家庭センター⑥医療機関⑦地域（自治会・見守り隊・民生・児童委員など）を効果的に活用し「いじめ対応チーム」を組織する。

- ・ 単に方針策定のための「組織」ではなく、“実行に移す”「組織」を設置する必要。
- ・ 直接的な事柄だけでなく、教職員の資質向上のための校内研修や取組の企画や実施、計画通りに進んでいるかどうかのチェックや各取組の有効性の検証、「学校基本方針」の見直し（PDCA サイクルで取り組む）についても担う。
- ・ 取組内容の洗い出し（授業改善の取組、友だち関係、集団づくり、社会性育成などの取組、いじめに関する学習の取組、いじめをなくすための児童会の取組、保護者や地域に対する啓発の取組、アンケートや面談などをリストアップ）
- ・ PDCA サイクルの設定（各学期を単位とし、長期休業ごとに開催）

### 組織の役割

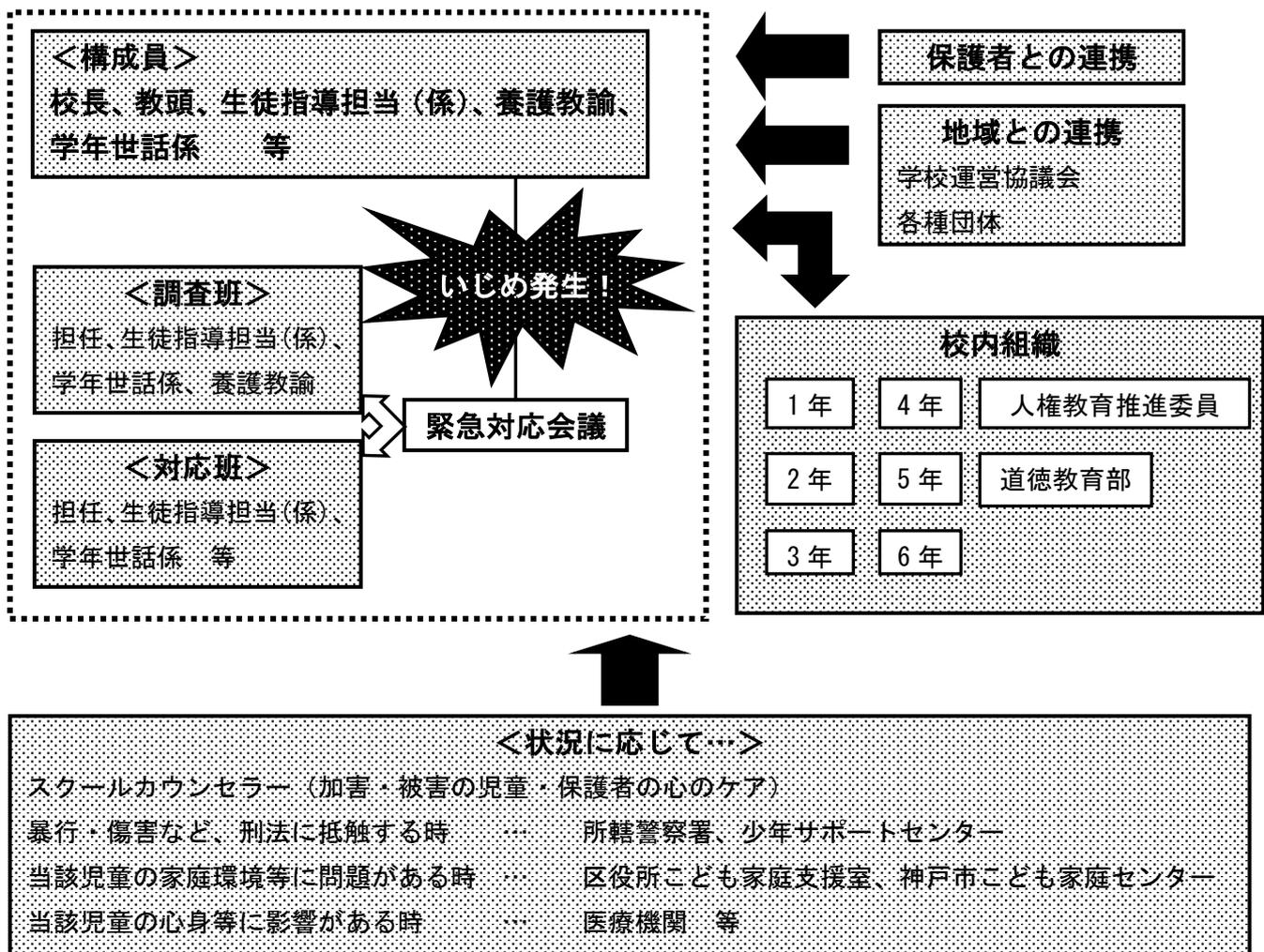
- ・ 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発
- ・ 子どもや保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ・ 発見されたいじめ事案への対応
- ・ 構成員の決定
- ・ 重大事態への対応

#### (1) いじめ対応チーム（生徒指導部会）

- いじめ対応チームは、校長、教頭、生徒指導担当（係）を中心に、学年世話係や養護教諭などをメンバーとして生徒指導部会を活用する。
- メンバーは実態等に応じて柔軟に対応
- いじめ対応チームは、いじめ対策に特化した役割を明確にしておく

ありの台小学校は、校内いじめ対策委員会によって適宜「ありの台小学校いじめ防止基本方針」を見直し、必要があると認められるときは、改定を行う。

# いじめ対応チーム



## (2) 各機関との連携

- ・ 警察など、各機関との連携、まずは「相談」から「連携は『人と人とのつながり』」
  - ・ 日ごろから「顔の見える関係づくり」
  - ・ 各関係機関の役割や専門性、業務内容について把握・理解
  - ・ 相手の立場を理解しながら、目的の共有と役割分担 — すべて委ねてしまわない
  - ・ 連携を図る際の基準や方針を明確に示し、理解と協力を得ておく
  - ・ 個人情報の保護に十分留意する
  - ・ 連携を考える際の二つの視点「日々の連携」と「緊急時の連携」
- 「日々の連携」**
- ・ ネットワークの構築、生徒指導体制の整備などを目的
  - ・ 目的を明確にした上で打ち合わせを十分に行い、役割分担を明確に
  - ・ 「日々の連携」の積み重ねが、円滑で適切な「緊急時の連携」に結びつく
- 「緊急時の連携」**
- ・ 学校だけでは解決が困難な状況への対応を図る目的で行われる連携
  - ・ 保護者の理解を求めつつ、ためらわず教育委員会等に相談し、最もふさわしい専門性を持つ機関等と連携

### 3. 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の報告と調査

- 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告します。
- 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握します。

#### (2) 調査結果の報告

- 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出します。
- いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。